平成２８年（フ）第２９号
三重県桑名市星見ヶ丘３丁目507番地　オーズメゾー星見ヶ丘101号
破産者　片山　幸紀
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
三重県四日市市堀木１丁目２番２―202号　サニータウン堀木
破産者　萩原禎姫こと　ＡＨＮ　ＪＵＮＧＨＥ　Ｅ　安　　禎姫
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
滋賀県草津市草津３丁目14番44号
破産者　有限会社エイエスケイ
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県尼崎市築地１丁目３番５号
破産者　有限会社中西工業所
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７２号
高知県南国市大埇乙2747番地の２
破産者　山﨑　淳子
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３号
佐賀市北川副町大字江上475番地
破産者　有限会社俣野春華園
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
大分県別府市石垣東３丁目１番38号
破産者　有限会社サンレイ
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字村下57番地、前住所東京都東村山市久米川町２丁目３番地82
破産者　多田　六郎
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３９６号
相模原市中央区千代田５丁目８番２号
破産者　富所　茂美
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３号
名古屋市北区黒川本通２丁目18番地　サンコート黒川301号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目18番22号　グランコート白川公園404号
破産者　長屋　昇一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４１号
愛知県北名古屋市鹿田2512番地１　グリーンシティ　Ｄ―603
破産者　金森　直美
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８０号
愛知県瀬戸市北松山町１丁目５番地、開始決定時の住所名古屋市千種区春岡１丁目13番３号　シャリエ春岡一丁目102号
破産者　木村　　隆
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７１８号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番12―106号、開始決定時大阪府高槻市城南町２丁目16番６号
破産者　山田　修二
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００２号
大阪府箕面市瀬川２丁目４番52―101号、前住所大阪府豊能郡豊能町光風台６丁目９番地の７
破産者　篠崎　孝子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０３号
堺市北区金岡町2364番地　アルシュコートＣ棟311号、開始決定時の住所堺市東区野尻町192番地53
破産者　金川　清隆
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０４号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁２番10号　三丘方、開始決定時の住所堺市堺区北瓦町１丁５番22号
破産者　ＴＡＰＥ＆ＴＡＰＥこと　福永　惠一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５０号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目８番４号
破産者　西山　和宏
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５３号
大阪府高石市東羽衣１丁目９番１―504号
破産者　髙川　雄宏
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係